

現場代理人の常駐義務の緩和に関する措置の取扱いについて

本市では、本市が発注する工事について、現場代理人の工事現場への常駐を義務付けており、

1 現場代理人につき1工事現場の制約を設けています。

ただし、令和5年4月1日以降に入札公告を行う工事案件から、一定の要件を満たす工事については、例外的に常駐を要しないとするものです。

○対象となる工事

現場代理人を兼任配置する場合で、兼任する工事がそれぞれ次の条件を全て満たすときに限り現場代理人を兼任することができます。なお、兼任することができる工事の件数は、現場代理人1人につき2件までとし、受注者1者について4件までとします。

- 1 入札案件概要書に現場代理人兼務が可能と掲載されている工事であること。
- 2 本市（上下水道局含む。）発注の工事同士の組合せであること。
- 3 本市に本店を有する者が受注した工事であること。
- 4 兼任する工事は、いずれも予定価格が4,000万円未満（建築一式工事は8,000万円未満）であること。
- 5 現場代理人が営業所の専任技術者でないこと。

○常駐を要しない期間

現場代理人を兼任することができる工事において、現場代理人の常駐を要しない期間については、特記仕様書等に記載します。

※現場代理人の常駐を要しない期間においては、常に連絡を取れる体制が確保され、いずれの期間も設計図書、打合せ記録簿等により明確となっており、発注者の承認を得なければなりません。

○届出手続及び連絡員について

兼任配置をしようとするときは、契約締結後、「現場代理人、主任技術者等及び専門技術者届」の提出と同時に、「現場代理人兼任（変更）届」をそれぞれの工事主管課へ提出してください。

また、現場代理人を兼任配置しようとするときは、①工事ごとに連絡員を選定し、②工事現場との連絡を確実に行うことができる体制を整えてください。

※ 兼任対象となる工事主管課が同じ場合は、工事主管課へ1通のみ提出してください。

※ 現場代理人は、委任された権限を、連絡員に再委任することはできません。

※ 連絡員を下請負人から選定する場合は、下請負人との契約が確認できる書類を、工事主管課に提出してください。

○兼任配置とすることができない場合

次のいずれかの条件に該当する場合は、現場代理人を兼任することができません。

- 1 入札の公告において、兼任配置とすることができない旨を明示した工事であるとき。
- 2 前年度中に完成した「座間市工事成績評定結果の公表に関する実施要領」の対象となった工事において、工事成績評定点が65点未満の工事があるとき。
- 3 現在施工中の工事の管理体制が良好でないなど、兼任配置とすることが適当でないと認められるとき。
- 4 兼任配置しようとする工事が夜間工事（昼夜工事を含む。）であるとき。

○兼任を解除する場合

工事の完成検査完了等により兼任配置を解除する場合は、速やかに現場代理人兼任解除届を工事主管課へ提出してください。

なお、工事の完成により兼務を解除する場合は契約期間中の工事主管課へ、また両工事の施工中に兼務を解除する場合は、それぞれの工事主管課へ提出してください。

○留意事項

- 1 契約変更により、契約金額が本制度の適用条件を満たさなくなった場合でも引き続き本制度の適用を認めますが、その者が主任技術者を兼ねていた場合は、変更後の契約金額が4,000万円以上（建築一式の場合は8,000万円以上）となった時点で専任となるため、現場代理人の兼任ができませんので注意してください。
- 2 兼任配置としたことにより安全管理の不徹底に起因する事故等が起きることがないように、工事現場における安全管理及び工程管理について、より一層配慮してください。特に、降雨や強風時、降雪時、地震等の自然災害時の事前、事後の現場管理は徹底してください。
- 3 兼任配置をした工事の施工中において、安全管理、工程管理等施工管理体制が不十分と判断し、その兼任配置を継続することが適当でないと認められるときは、説明が求められ、改善が認められないときは、兼任配置を解除することがあります。
- 4 兼任により工事現場の体制に不備が生じた場合、不良な工事となった場合などは、工事成績評定への反映や、入札参加資格の停止等必要な措置を行う場合があります。